

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 6 月 7 日現在

機関番号：12601

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2010～2012

課題番号：22730068

研究課題名（和文） プリトリアル手続に関する比較法的研究

研究課題名（英文） A comparative legal study on pretrial procedure

研究代表者

菱田 雄郷（HISHIDA YUKYO）

東京大学・大学院法学政治学研究科・准教授

研究者番号：90292812

研究成果の概要（和文）：英米におけるプリトリアル手続、日独における集中証拠調べ前の手続を概観し、相違点を把握するとともに、そのような相違点が生じる原因について、いくつかの仮説を提示した。

研究成果の概要（英文）：This study shows the differences in pretrial procedure and procedure before intensive examination of witnesses among England, the United States, Germany and Japan, and then proposes several possible explanations on why these differences arose.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010 年度	900,000	270,000	1,170,000
2011 年度	500,000	150,000	650,000
2012 年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	1,900,000	570,000	2,470,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：民事訴訟法

1. 研究開始当初の背景

(1) わが国の民事訴訟法は、証拠結合主義を含む口頭弁論の一体性を前提とするものとして出発した。しかし、この基本的な枠組みは一応維持されてはいるものの、平成 8 年民事訴訟法改正後は、争点証拠整理手続と人証の取調べ手続とを緩やかに分離させる手続が主流となっている。これは、アメリカ的なプリトリアルとトリアルの峻別に似ているものであり、実際にもわが国における法改正ないしその提案は、アメリカのプリトリアル手続を参考になされることが少なくない。

(2) しかし、他方で、アメリカの民事訴訟

手続は必ずしも普遍的なものではなく、むしろ、特殊性が強いものである。したがって、アメリカのプリトリアル手続についても、特殊アメリカ的な基盤においてこそ実効的な制度たり得るという可能性がある。

2. 研究の目的

(1) 以上のような状況に鑑みると、アメリカ民事訴訟法に存する制度をわが国の民事訴訟法に導入しても十分に機能しない可能性がある。そこで、アメリカ的な民事訴訟法制度を合理的ならしめてめいる諸条件を探り、そのような条件が日本において十分に具備されているかを探ることが研究の目的とな

る。

(2) もっとも、そのためにはアメリカと日本のみを見ていたのでは、必ずしも十分ではなく、より広い視野から、アメリカおよび日本の制度を眺める必要がある。そこで、本研究においては、イギリスおよびドイツも研究対象として加え、これら4国のプリトリアルないしは争点証拠整理手続における規律を比較することで、各国の仕組みを合理的なものならしめている基盤を特定することも目的となる。

3. 研究の方法

本研究は、文献調査によって遂行された。実証研究的な手法を用いる可能性もないではないが、そのような大がかりな手法を採用する以前に、まずは文献の調査を行うのが効率的であると考えたためである。

4. 研究成果

(1) 各国の制度の概要

①アメリカ

近時重要な動きがあるものの、基本的にはノーティスプリーディングと広範なディスカバリーをセットとして、プリトリアル手続は設計されている。

裁判官のケースマネージメントは近時強調される傾向にあるが、タイムキーパーとしての機能が要求されるという面が強く、裁判所が積極的に真実の発見にコミットすることが強く期待されているわけではないようである。

②イギリス

ファクトプリーディングと限定的なディスカバリーをセットとしてプリトリアル手続が設計されている。

裁判官のケースマネージメントは、ウルフ改革以後は、アメリカ以上に強調される傾向にあるが、ここでも強く期待されているのはタイムキーパー、コストマネージャーとしての役割であり、真実発見に積極的にコミットすることが期待されているわけではないようである。

③ドイツ

英米流の言葉を用いるならば、ファクトプリーディングが一応要求されているといえそうである。ディスカバリーに類するような制度は、近時動きがあるものの、基本的には採用されておらず、実体法上の情報請求権を梃子として、情報収集がなされる。

裁判官には、(日本程後見的であるという印象は受けけないが) 釈明義務等が定められており、真実発見の志向が相対的には強いといえそうである。他方で、タイムキーパーとしての要請が強いかどうかは不明である。

④日本

ドイツ同様、具体的な事実主張が一応要求されているといえそうである(ファクトプリーディング)。ディスカバリーについては、徐々に拡大傾向にあるとはいえ、アメリカ程ではない。

裁判官は、真実発見に強くコミットする傾向を示すが、その反面として、計画的な審理や時機に後れた攻撃防御方法の却下など、タイムキーパー的な役割を果たすことが強く期待されている、あるいはそのような役割を果たすインセンティブを持っているとはいえないように見える。

⑤まとめ

提訴のハードルは、アメリカが極めて低く、その他の3国には顕著な差異はない。

ディスカバリーに関しても、アメリカが極めて広範である。その他の3国間にも無視できない違いがあるが、アメリカとの相違に比べれば、その相違は大きくないように見える。

アメリカ、イギリスにおける裁判官は、タイムキーパー、コストマネージャーとしての機能を期待されているように見える一方、ドイツおよび日本の裁判官は、真実発見の積極的なサポーターとしての機能を強くしているように見える。

(2) 若干の比較

以上のような違いが生じる原因は必ずしも明らかではない。ただし、次のような仮説を立てることはできるように思われる。

①プリトリアルを管理する主体と、トリアルにおいて事実認定をし、結論を定める主体の異同が一定の影響をもたらしているのではないか?

アメリカは陪審のプレゼンスが極めて大きいため、この2つの主体は異なることを前提とせざるを得ない。イギリスも、陪審のプレゼンスは大きくないものの、プリトリアルとトリアルを別々の裁判官が担うことは珍しくない。プリトリアルを担当する裁判官が、自ら事実を認定し、判決を書かないとすれば、実体形成面にコミットするインセンティブは相対的に低くなるであろうし、トリアルに関与しない裁判官が実体形成面にコミットしても、その効率性は保証できない(自ら重要だと考える論点をトリアル担当者が同様に評価する保障はない)。

これに対して、ドイツと日本は同一の裁判官が、手続の最初から終わりまで関与するのが通常である。このような構造においては、裁判官が、争点整理の段階ですでに、自ら判決を書くのに必要な事実を積極的に探究するインセンティブを持つのは当然であるし、

このような行動の効率性も保証されている
といい得る。

② 弁護士報酬に関する規律が一定の影響を
もたらしているのではないか？

弁護士報酬敗訴者負担を採用するのは、イ
ギリスとドイツであるが、とりわけイギリス
では、相手方敗訴時の負担を増加させて、プ
レッシャーをかけるために、コストを増加さ
せるインセンティブがあったようである。こ
れが、裁判官の強力なタイムキーパー、コス
トマネジャーとしての役割を要求している
ということは、ウルフ改革の経緯から見て明
らかであると思われる（ドイツでは、イギリ
スのような問題を緩和するように弁護士報
酬が法定されているようである）。

他方、弁護士報酬各自負担を原則とするの
はアメリカと日本である。もちろん両国にお
いても、時間の重要性が否定されるわけでは
ないが、とりわけ日本では、裁判官は、イン
グランド程にはタイムキーパー、コストマネ
ジャーとしての役割は期待されていないよう
に見える。日本でも、裁判に要する期間短
縮は制定法レベルでも目標とはされている
ものの、真実発見を犠牲にしてまで追求す
べき目標とは理解されていないように見え
るのである。弁護士報酬各自負担の規律に下
では、各当事者において、費用を合理的な範
囲に収めるようなインセンティブが自然と働
くということかもしれない。もっとも、アメ
リカの裁判官は、ややイギリスに近い傾向を
持つとも理解でき、この点も含めた説明はな
お検討を要する。今のところは、アメリカで
は、ディスカバリの利用によって直接、つま
り、敗訴者負担原則を介さずとも、相手方に
多大なコストを負わせることが可能である、
ということが影響を与えている可能性がある
、と考えているが、なお検証が必要である

③ 陪審審理のプレゼンスが一定の影響を
与えている可能性はあるのではないか？

陪審審理が重要な位置を占めるのはアメ
リカである。日本、ドイツは陪審を採用して
おらず、イギリスでも民事事件での陪審の関
わりは限定的である。

陪審という制御困難な存在に事実認定を
委ねる規律においては、当事者が徹底的なト
ライアルの準備をしたいと考えるのは自然
である。實際上、再トライアルのチャンスが
限定されているとすれば一層そうである。

他方、職業裁判官が事実認定を担う場合、
これは陪審程に制御不能というわけではない。
また、控訴審を事実審として構成し、ある
いは第1審のレベルで、争点整理をやり直
して、再度事実認定を行うというような柔軟
な処理を行う余地も大きい。

以上のような違いは、アメリカにおけるデ

ィスカバリの極端な拡大を説明すると考え
る余地がある。事実上、2度目のチャンスが
なく、その認定も予測が容易ではない陪審審
理の前に情報は全て収集しておく必要があ
るが、2度目のチャンスが排除されず、その
認定についてもある程度の予想が可能なそ
の他の国々では、アメリカ程事前の情報収集
を徹底しなくてよい、というわけである。

④ 本人訴訟の割合が影響を与えているの
ではないか？

ドイツは一定の裁判所において弁護士強
制主義が採用されている。イギリス、アメ
リカではこの主義は採用されていないが、実
際上、通常の民事事件では本人訴訟の割合は小
さい（近時上昇傾向にあるようだが）。これ
に対して、日本における本人訴訟の割合は低
くない割合で安定している。

本人訴訟においては、裁判官が一定程度後
見的な役割を果たすことが期待される。この
ような期待に基づいて職務を果たす裁判官
が、一般に真実発見に強い関心を持つのは自
然である。他方、弁護士訴訟が原則であれば、
裁判官が後見的な役割を果たすことは強く
は期待されず、真実発見に対する関心も限定
的なものとなる。

ただし、以上の観点は、アメリカ、イギリ
スと日本の違いを説明するためには有望で
あるが、ドイツの位置付けをこの観点から説
明するのは必ずしも容易ではない。この点は
今後の課題である。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者に
は下線）

〔雑誌論文〕（計7件）

- ① 菱田雄郷、イギリスの本人訴訟、司法研
修所編『本人訴訟に関する実証的研究』
（法曹会）、査読無、2013年、資料編1-16
- ② 菱田雄郷、民事再生法138条の参加につ
いて、法律時報、査読無、85巻2号、2013
年、83-89
- ③ 菱田雄郷、裁判上の自白法則、新堂幸司
監修『実務民事訴訟講座[第3期]第4巻』
（日本評論社）、査読無、2012年、77-103
- ④ 菱田雄郷、特許法上の書類提出命令等の
規定、秘密保持命令、非公開審理等、大
淵哲也ほか編『専門訴訟講座（6）特許
訴訟（上）』（民事法研究会）、査読無、
2012年、425-441
- ⑤ 菱田雄郷、口頭弁論終結後の承継人に対
する既判力の作用、法学、査読無、74
巻6号、2011年、846-879
- ⑥ 菱田雄郷、必要的共同訴訟、法学教室、
査読無、363号、2010年、30-33
- ⑦ 菱田雄郷、口頭弁論終結後の承継人に対

する既判力の拡張—訴訟法と実体法との関係についての一考察、法律時報、査読無、82 卷 11 号、2010 年、111-115 頁

6. 研究組織

(1) 研究代表者

菱田 雄郷 (HISHIDA YUKYO)

東京大学・大学院法学政治学研究科・准教授

研究者番号：90292812

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし